

関西労災職業病 3月号

(通巻第204号)

関西労働者安全センター 1992.3.10 発行 100円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06・538・0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06・541・2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



◆目次◆

●関西労働者安全センター第12回総会開催	1
1992年度方針	2
●外国人労働者の労災⑤	7
●前線から(ニュース)	9
●じん肺被災者の横顔⑤	11
●腰痛予防ベルトのねらいと効果について②	13
●労災補償もしもし相談⑬	17

関西労働者安全センター第12回総会開催

労働者の命を守る幅広い運動の強化へ向けて

三月七日、大阪部落解放センターで、関西労働者安全センター第十二回総会を開催し、一九九一年度の総括を採択し、九二年度の運動方針を採択した。

一九九一年度については、外国人労働者の労災相談、全国センターの

取り組みとして行ったアスベスト・

職業がん一〇番という新たな活動

を開始したことが総括として報告さ

れた。九二年度の方針としては、自

主対応型の安全衛生運動の推進など

のテーマと共に、新たな医療拠点と

して、大阪市東南地域の「菜の花診

療所」設立へ向けての活動推進が決

定され、決議も採択された。また、

方針には、高齢化社会をむかえ、福

祉労働者の職業病対策も新たにあり

こまれた。役員体制としては、運営

協議会議長には大阪地評弁護団の岡

田義雄氏が新たに選任された。

関西労働者安全センター運営協議会公役員（一九九二年度）

- ◆議長—岡田義雄（大阪地評弁護団代表幹事）
- ◆副議長—熊野智（大阪市職労港湾局支部）、東啓次郎（全通西大阪支部）、福田勉（金属機械港合同）、馬場徳夫（全港湾関西地本）、金銅正夫（森林労連全林野大阪地本）、榎本祥文（労働者住民医療機関連絡会議）
- ◆委員—伊東儀澄（大阪市職労港湾局支部）、水野福男（金属機械マコトロイ工業支部）、冠木克彦（大阪地評弁護団）、岡田昭三（大阪市従港湾支部）、市橋利晃（金属機械港合同）、竹田保（大阪地域合同労組）、原田憲治（全港湾建設支部）、松久寛（京大安全センター・京大工学部助教授）、村上茂（摂津市職）、吉益茂行（金属機械ニッコー金属工業支部）、丸岡孝敏（大阪府被災労働者同盟）
- ◆事務局長—西野方庸（常任）

- ◆事務局次長—市川正夫（全港湾大阪支部）、大成功一（労災職業病研究会）、小林薫（全石油ゼネラル石油労組堺支部）、表喜彦（大阪労金労組）、山中真清（金属機械オーシマ支部）、青木英仁（医療法人南労会）、中地重晴（金属機械港合同南労会支部）、片岡明彦（常任会計兼任）
- ◆事務局員—池野竹雄（此花労働者センター）、岩田賢司（常任）
- ◆会計監査—中川照久（大阪労金労組）、西村均（全港湾大阪港支部）
- ◆顧問—山本剛夫（京都大学名誉教授）、上田卓三（衆議院議員）、細谷昭雄（参議院議員・全国出稼組合連合会会長）、牧内正哉（社会党大阪府本部書記長）、山本敬一（全港湾関西地本顧問）

関西労働者安全センター

一九九二年度方針

一、とりまく情勢と私たちの課題

一週四〇時間まで労働時間を短縮し、ゆとりある生活を実現するという政府の描いた政策は、目標達成には遠く及ばないとの見通しが明らかになっている。それどころか、今年始め東京労働基準局が東京管内の金融機関を対象に行った調査によれば、銀行行員のサービス残業が常態化しており、労働時間短縮はむしろ夢か幻かという状況にさえある。バブル経済が崩壊し、景気はいつ沈み込むかといわれながら、労働者は寝る時間を惜しんで仕事をし、「過労死」が漫画のネタになった。そうした日本の労働者の生活が国際的にも批判の対象になり、また労災職業病の根本的な原因が過密労働にあるという

ことが判っていないながら、だれも労働生活の進路の変更方向を明らかにできていない。

私たちの昨年度の運動方針で、労災職業病・安全衛生対策の運動を進める方法は、法律違反を摘発することに収斂することではなく、職場での自主対応型、参加型で行う方法でなくてはならないとした。これは、経営者の考える効率化を法規をもつて制限するだけでは、労働条件の改善、災害発生源の除去は成しえないという事実に対抗するためのものだった。たとえば法規が労働者の闘いの成果としてあっても、労災職業病の根本的対策としては、職場の労働者の自主対応型の対策を積み重ねることを重視しなくてはならない。そのことなくしては、働き過ぎの労働生活の進路変更はありえないのではないだろうか。

相変わらず大手企業の経営効率化の手綱は緩められることなく、下請

けあるいは中小零細の事業所の取り分は、切り縮められたままのバランスを保っている。そして人手不足の深刻さは、経済格差もあいまって外国人労働者の日本への出稼ぎを呼ぶ。法務省の推定でさえ十五万人とも二〇万人ともいわれる外国人資格外就労者は、日本人が働きたがらない職種を受け持ち、「不法」の呼び名をよいことに医療、福祉からしめだされ、人権を侵害され続けてきた。昨年の全国安全センター等が発表した「外国人労働者の労災白書」や、私たちが実施した「外国人労災電話相談」に殺到した相談内容は、そのことをあまりにも鮮明に写し出している。

また高齢化社会が到来し、その雇用問題についても労働省が様々な施策を実施しているが、安易とも思える政策によって、高齢者が他の年齢層の労働者が好まない職種を受け持つ安上がりな労働力として企業に利

用されるといふ問題が生じている。

さらに、高齢者福祉の充実がいわれながら、福祉施設の労働者の安全衛生対策は一向に省みられず、人手不足の状態さえ生じているのが現状である。そのことはホームヘルパーなどの職種を委任、請負にたよる安易な福祉政策に反映され、広範囲な福祉労働者へのしわ寄せが心配される。

加えて雇用就業形態の多様化が進行し、八六年の労働者派遣法制定以来、五年にして派遣労働者が相当数に達し、パートタイム労働者も増加している。こうした労働者は不安定な雇用関係の中で、VDT作業などに従事しているケースが多く、職業病発生予備軍の状態にあるといえよう。

さて、労働省が発表した平成二年度の労働災害発生統計によれば、死亡災害については、相変わらず建設業が全体の四二%をしめ、製造業と陸上貨物運送業を合わせれば七〇%

を越える。そして、死亡災害はここ数年足踏み傾向にあるにも関わらず、全体の災害発生件数は減少傾向にある。これは、特に建設業での下請け構造の中で多く見られるように、「労災隠し」が増えていることを想像させる。また、交通災害の多発状況は、陸上貨物運送業の劣悪な労働条件が改善していないことを示している。

労働安全衛生法に基づく労働省の安全衛生対策は、労働者の健康保持増進対策を重視した運用を行っているが、こうした政策は災害の多発する職種や中小零細の事業所にはほとんど効果がないといえよう。小規模事業所の安全衛生推進者の選任の義務付け等の労働安全衛生法改訂ではなく、企業よりも地域を重視した安全衛生対策等の推進が必要である。

労災補償について、労働省は一層長期療養中の被災労働者の打ち切りを注いでおり、職場復帰、社会

復帰の施策についてはあまり進歩がみられない。とりわけでも頸肩腕障害、腰痛症などの被災者の職場復帰対策、じん肺被災者の療養対策などについて補償の充実が必要だろう。

こうした労災職業病、安全衛生対策について、私たちは、個別の運動を強化するとともに、全国労働安全衛生センター連絡会議の運動を通じて、全国の労働組合、労働者、被災労働者等とともに大胆な改革運動を巻き起こす必要があるだろう。関西



挨拶する新議長の岡田氏

労働者安全センターは、関西におけるその推進力として活動を強化したい。

二、新たな医療拠点を

総括にもふれたように大阪市の東南地域での新たな医療拠点「菜の花診療所」設立のためセンターとして力を注ぎ、今年度の発足を実現する。

三、労働組合、労働者主導の安全衛生対策

—— 自主対応型Ⅱ参加型の安全衛生活動を推進し、職場の運動を活性化させよう！

①安全パトロール活動を推進し、それにもなう安全対策の学習機会を保證する体制をつくる。具体的にはILOの「作業条件・安全・衛生トレーニングマニュアル」にそった安全衛生活動家養成講座を開催する。

②職場に合ったチェックリストを作

成し、職場、地域ごとの安全衛生対策を強化する。

③作業環境測定など安全衛生対策の機能を強化する。

四、労災補償対策

—— 全国センターとともに労災補償制度の全面的な改革を実現する運動を展開しよう！

①大阪トンネルじん肺訴訟を支援し、じん肺被災者の権利拡大に努める。じん肺合併肺がんの労災認定基準の改訂を早期実現する。

②振動病をはじめとする長期療養被災者に対する打ち切り問題への対策を強め、社会復帰施策の実現を図る。

③針灸訴訟を引き続き支援し、勝訴をかち取る。

④労災上積み補償協定の締結を推進し、企業責任追及の裁判を始めとした闘いを支援する。

⑤労災障害認定制度の改善をめざし、

研究を開始する。

⑥外国人労働者の権利擁護に努め、労災補償請求などを援助する。

⑦高齢労働者の権利擁護に努め、シルバー人材センター会員の労災補償請求などを援助する。

五、健康管理、健康増進

—— 健康診断、作業環境測定など、対応能力を高めるための取り組みを進めよう！

①松浦診療所などの医療機関、環境監視研究所と連携し、職場の健康管理対策、環境管理対策を進める。

②労働組合活動家用の健康管理推進マニュアルやパンフレットの作成と活用を進める。

③労働安全衛生法下での健康診断、作業環境測定について、その適切な対策を進める。

④労働安全衛生法に定められた健康増進策にとらわれることなく、職場に適合した労働者のための職場

体操などの普及に努める。

⑤出稼ぎ労働者の健康管理については、全国出稼ぎ組合連合会と連携し、宿舍を訪問しての健診活動などを推進する。

⑥建設、土木など都市における振動病、じん肺の掘り起こしの活動を進める。

⑦福祉労働者の職業病発生実態調査に着手する。

六、全国センター運動の強化

——全国労働安全衛生センター

連絡会議を、強化し、発展させよう！

①労災補償制度改革、アスベスト対策、脳・心臓疾患の労災認定問題、じん肺対策、外国人労働者問題など全国的テーマをあげて具体的な運動を推進する。

②地域センターのない県にはあらたにセンターを設立するための取り組みを強化する。特に、関西、中

国地域のセンターおよびセンター準備会についてはブロック交流会を開き、他地域のセンター運動を強化する。

七、専門的課題での対応

アスベスト、VDT、夜勤・交替制勤務のそれぞれの部会活動を活性化し、セミナーなどで問題提起を行う。

環境科学労働科学研究会、自治体労働安全衛生研究会に引き続き参加し、積極的に協力する。

労災訴訟など法律問題については大阪地評弁護団と共同の取り組みを進める。

岩佐原発被曝訴訟については引き続き支援し、労働保険審査会の取り組みを進める。

八、教宣活動

自主対応参加型の安全衛生講座の開催を各労働組合によびかけ、実

態に則した各労働組合独自の講座開催を推進し、その普及に努める。

地域ユニオンなどの労働相談担当者むけの労災相談トレーニング講座を開催し、未組織の被災労働者の救済能力を強化する。

地域単位、職場単位の学習会開催を積極的に推進する。

教宣パンフレットの発行を実現する。また、機関誌「関西労災職業病」については、料金を改訂し、誌面改善をめざす。

九、組織強化

労働組合や団体に対し、自主対応型の安全衛生対策の普及とともにセンター運動への参加を呼びかける。リーフレットなどの作成を急ぎ、個人会員の拡大をはかる。

十、国際交流

諸外国の、とりわけアジア地域の労働安全衛生センターと連携した労

働安全衛生運動の国際的取り組みを強化する。

* * *

〈総会決議文〉

菜の花診療所設立を実現する

特別決議

関西労働者安全センターは、労働者の命と健康を守る運動を多くの労働者、労働組合、専門家と共同して進めてきた。そして労災職業病認定、職場改善などに大きな成果を上げてきた。

こうした安全センター運動の中における医療機関の果たす役割は非常に大きい。一九七六年、大阪市港区に設立された松浦診療所は、被災労働者の救済や労働者の立場にたった医療の提供、あるいは職場健康診断などの日常的な健康管理、労災認定闘争への助力など、労働者の権利確保と拡大のための医療機関としての役割を果たしてきた。また、一九八四年に和歌山県橋本市に開設された

紀和病院もまた振動病医療を中心に、労働者や住民のための医療をめざす拠点の役割を果たしている。

安全センターは、こうした医療機関自身もつ問題解決能力を活用しつつ、多くの労災職業病被災者の権利回復をかちとり、ときには労災補償制度の改善を阻止してきた。その意味において、労働者の側に立つ医療機関を設立することは、安全センター運動に結集する私たちの大きな責務でもある。

私たち関西労働者安全センターは、全金松本製作所支部梅本難聴裁判をはじめとして、大阪市東南地域の労働者、労働組合とともに、多年にわたり労災職業病の取り組みを積み重ねてきた。東南地域労災職業病問題交流会は、地域の労働者が集い安全衛生や労災職業病問題について経験を交流しあう場となってきた。そして一九八九年にはユニオンとうなんが結成され、労働相談活動の一環と

して労災職業病被災者の支援も行ってきている。地域にも労働者の拠り所となる医療機関を設立しようという声は、こうした活動の中から起こってきた。

そして、昨年11月生野区で「菜の花診療所設立準備会結成総会」が開き、本年冬の開院に向けた設立運動が提起された。いよいよ本番である。私たちは、精力を傾け、心を一つにして診療所設立をなし遂げることここに決議する。

一九九二年三月七日

関西労働者安全センター
第十二回総会参加者一同

外国人労働者の労災⑤

◆ 労災以外の病気を併発して…… ◆

立ちふさがった医療社会保障の壁

昨年六月奈良のある会社の社宅建設に従事していた韓国人労働者Aさんが、パワーシヨベルのキャタピラ一部分に足を敷き、骨折した。

Aさんがパワーシヨベルのバケットから吊るした鋼材の端を支え、パワーシヨベルにあわせて移動していた時、運転手が急にパワーシヨベルのバケットを引き上げたため、それにつられてAさんが足をキャタピラーの軌道上に踏み入れ、そこをキャタピラーに踏み砕かれた。彼は即刻近くのK病院に入院。手術を受けた。

当初会社は、労災保険の手続きをしておらず、その知識をもっていなかった。われわれのもとに相談が寄

せられたのは親戚の人が労災相談のニュースを見たのがきっかけだった。相談を受け、さっそく労災申請の手続きを取るように会社に話をしたところ、会社は元請けと話をつけ、元請けの労災保険を使うこととなった。

労災以外の病気を発症

労災の件はこれで解決した。問題はもっと別のところから発生した。治療の過程で、Aさんが糖尿病を患っていることが判明したのである。もちろんこれは私病、労災とは関係ない。この医療費を誰が負担するかという問題が発生した。これは一応

下請け会社の社長が負担することになってしたが、さらに医療費を増大させる事態が発生した。今年になりAさんが結核を発症したのである。

その折りも折り、労基署から「これ以上労災による入院は認めない」と通知してきた。六月の労災によるケガは、ボルトを抜く手術を残すのみで入院の必要はない。

K病院は、今後入院費を労災保険に請求できないにもかかわらず、結核での入院が必要という板挟みの状態に陥った。

結核予防法三五条により、治療費を払えない患者は国が医療費を負担して結核病棟に収容することができ、そのため重要な要件である結核菌を排菌しているかどうかの確認には数週間が必要となる。

Aさんのビザ切れも問題をややこしくした。不法残留状態の外国人にも結核予防法が適用されるかどうかについて保健所は病院に明確な回答

を行わなかった。

結局K病院は、労災保険からの治療費を期待できない患者、しかも長期の療養が予想される患者を抱え込むことになるのではないかという危惧をいだいた。

「国に帰りたい」という本人の意向もあり、K病院は入管にAさんを連れて行った。それが三月六日の金曜日。入管は「違法状態である」とし、

即座に出国の飛行機予約を取った。それが十日火曜日。そしてわれわれ

がことの次第を聞いたのが土曜日。あわてて月曜日に病院に下請け会社、

Aさんの親戚などの関係者に来てもらい、労災保険継続の手続きや上積み補償の話し合いなどをまとめなければならなかった。

話は、会社が労災以外の医療費の約半分を負担し、上積み補償を支払い、本人が休業補償の全額を残りの医療費に充てることで決着がついた。結局本人には休業補償の給付は残ら

なかった。

それ以上に問題なのは労災補償の請求である。休業補償、障害補償、そして医療費も本人がいったん立替え払いして日本の監督署に請求するという煩瑣な手続きをしなければならぬ。本人に手続き方法を一応教えたが、果たしてそれができるかど

外国人労働者を排除する

日本の社会保障

こうした事態を招いた要因の一つは労災以外の私傷病の問題である。

現行制度の下では、観光ビザで入国した外国人は国民健康保険には実質的に加入できない。また生活保護も「入管法上の不法」を理由に適用されない。結核と糖尿病を発症したとたん、この八方塞がりの状況が、Aさんをおそったのである。

もうひとつは、彼が一人暮らしであったことである。たとえ入院治療

の必要がなくても、生活上の不如意から退院できないという問題はままあるが、単身で暮らす外国人労働者の場合にもこれは案外深刻な問題である。

このように、Aさんのケースは、外国人労働者の労災問題にもつばら取り組んできたわれわれに新たな問題を投げかけることとなった。労災に止まらず、医療を受ける権利は外国人労働者であろうとなからろうと固有の権利である。その権利を、入管法上の規定をもって侵害することはできない。労災補償制度のみならず、社会保障制度の面でも外国人労働者との支援・連帯をめざさなければならぬ。

前線かろ

北大阪

外傷性てんかんの再発

と障害認定

問題多い病院の対応

釜ヶ崎日雇労働組合に所属するYさんは、十一年前の転落事故で頭から腰、足にかけて重傷を負い、外傷性てんかんも併発して、今日まで療養を続けてきたが三月末、障害七級と認定された。

Yさんから労組を通して相談があったのは九〇年十月。当時、外傷性てんかんの発作をおこしており、美原町の田中病院に入院中で

あり、生活保護でかかっていた。事情を調べてみると、過去に、再発で労災補償を受けたこともあるが、発作をおこして病院にかつぎこまれて生活保護を受けていた

りで、そうした状況を整理して、今回の療養について再発認定を受けることが必要であった。

事故は、寝屋川市にある前田組のマンション建設現場で起こっており、事業主証明をとり、北大阪労基署に再発申請を行い、認定を

ことができた。

Yさんのケースで問題に感じたのは、受診した田中

を受けた。その後、荒川診療所や紀泉病院、松浦診療所の協力で精神科、整形外科の治療を落ち着いて受ける

病院や大和中央病院（西成区）の対応で、大和中央病院などは難しい患者はさっさと出ていけとばかりの態度で患者を追い詰めるありさまだった。

ともあれ、障害認定を受け一応の区切りをつけたYさんの再発の成功を心から祈りたい。

大阪

大阪トンネルじん肺訴訟

秋にも証人調べ開始か

次回法廷は5月28日

大阪トンネルじん肺訴訟の第三回法廷が、三月十九日に大阪地裁で開かれた。この日は、今後の法廷進行について意見がかわされ、

原告一人一人に分離して進行してはという裁判所側の案について、原告側は一括しての法廷進行を求めた。これは、どの原告について

も争点が同種のものになる
というところによるものであ
り、その点は被告七社につ
いても同主張であることが
ら結局一括進行すること
なった。

また、被告七社は、これ
まで各社バラバラに提出し
てきた準備書面について、
共通する主張については、
一括書面とすることを表明
した。したがって、次の五
月二八日の第四回法廷では
原告被告双方がこれまでの主
張をまとめた書面を提出し
て、七月二日の第五回法廷
ではさらにその反論を提出
し、その後証人調べに入る
ことになる。

センターでは、証人調べ
が開始されると思われる秋
に向け、支援運動を準備、
拡大したいと考えている。

豊中

シルバー労災に 遺族補償不支給決定

—— 実態は労働者、契約上は労働者でない!?

シルバー人材センター会
員Mさんの転落死亡災害に
係る遺族補償請求について、
淀川労働基準監督署は、三
月十九日付けで不支給の決
定を下した。

豊中市シルバー人材セン
ターの会員であったMさん
は、市立体育館の警備員と
して働いていた昨年一月、
警備中に誤って高所から転
落、死亡した。通常ならば
問題なく労災と認められる
ところだが、シルバー人材
センターの会員としての就
業であったことから、労働

者性が問題となった。

シルバー人材センターは
あくまで委任、請負による
臨時的、短期的な仕事を受
注し、高齢者に配分する
という趣旨で運営しており、
Mさんの場合でも発注元の
㈱大阪ビル管理の仕事が配
分されたという訳だ。しか
し、実態は、一回二四時間
勤務を月に九回こなし、一
回あたり一万円の報酬とい
う正規の従業員と全く変わ
りない条件となっていた。

また、仕事上の指示は会社
から受けており、事実上は

労基法上の労働者であると
言わざるを得ない。

しかし今回の決定で淀川
労基署は、シルバー人材セ
ンターが高齢者雇用安定
法により認可されている正
規の機関であり、労働省通
達上も「原則としてシルバ
ー人材センター会員は労働
者とみなさない」とされて
いることから、労働者に該
当しないと判断した。そも
そも使用者の管理責任が問
われるような仕事をやらせ
ていた、シルバー人材セン
ターやその監督官庁の責任
が問われることもなく、契
約だけを従事し、実態を無
視した判断は、全く不当と
しか言いようのないものだ。
決定を受けた遺族は四月
三日には大阪労災保険審査
官に審査請求を行っている。

じん肺被災者の横顔

三社の下でトンネル掘削に従事

⑤

水口守さん

——水口さんがトンネル工事に従事していたのは、昭和三〇年代ということになりましたね。

水口 そうです。昭和三二年から三九年まで四カ所のトンネル工事に關わりました。生まれは鹿児島なんです。最初の宮崎の日南線のトンネル、次は高槻の梶原トンネル、それから新幹線の大津のトンネル、最後に奈良の新生駒トンネルと移り住むことになりました。

——それで生駒が最後だったから今も生駒市に住んでいるというわけですね。

水口 トンネルの掘進夫をやっていた人は誰でもそうだと思うけど、子供が大きくなってきて、学校へ行こ

うかというころになってくると、現場を転々と渡り歩くなんていうことはできませんようになりますね。それで、職を変えてトラックの運転手になったというわけです。

——じん肺の症状を意識し始めたのはいつ頃からですか。

水口 一緒に働いていた人がじん肺で労災を受けていたので、昭和五八年ぐらいにその人の紹介でじん肺健診をうけたことがあります。けれどもその時は局への申請までは面倒な手続きがあるようだったのでそのままです。それでやめていました。そのころから身体の調子が悪いと思うことがありましたが、本当にこれはダメだというしんどさを感じ始めたのは昭和六

一年頃からです。仕事は続けていきましたが、息が切れるということがしばしばありました。

——お医者さんにはかからなかったんですか。

水口 もちろん家の近くの先生に見てもらいに行きました。胸のレントゲン撮影も何度も受けましたが、先生は「こんなん働いていたらいかん」と言ってくれるだけで、どうもしょうがありませんでした。働くななんて言われても、そら困ってしまいます。そうして無理しているうちに新生駒トンネルで働いていたときに同僚であった三木（美雄）さんが証明をしてほしいとやってきたんで「それなら」ということになったんです。

三社の下でトンネル掘削に従事

——ところで、トンネルじん肺訴訟ですが、水口さんの場合、被告は

何社ですか。

水口 日南線のトンネルと梶原トンネルが鉄建建設で、新幹線の大津のトンネルが間組、それから新生駒トンネルが鹿島建設だから三社ということになります。

—— なんでそんなに多くの会社のもとで働くことになったんでしょうね。

水口 一つの会社のもとで働くというのは、その請けているトンネル工事を回るといことになります。所属している同じ班にずっといるということだったらそうなるんですけど、うけど、私の場合、あんまり色々転々とするよりは、近いところでいい話であればということでは班もかわっていたわけです。だから、二箇所目からは近畿のあたりでうるろとしたということです。どこでやっても仕事は削岩機を使うという同じ仕事ですからね。



粉じん対策の教育は全くなかった

—— 当時の安全や職業病の問題に対する認識はどうでしたか。

水口 やっぱり落盤事故の怖さというのには身にしみて感じました。新生駒トンネルでの大きな落盤事故の時には、間一髪という感じでしたし、コンプレッサのエア管の事故で吹き飛ばされた人、それから通過する電車に巻き込まれて死亡したというような例も身近にありました。

—— じん肺についてはどうでしたか。

水口 災害については、気をつけないうちと思っていたし、ヘルメットも必ず着けていましたが、粉じんのことについてはほとんど気にしていませんでした。裁判では会社が十分教育をやっていたというようなことを言っているようですが、実際に掘削をする私たちにはそんな経験がまったくありません。もしやっていたとするともっと上の人達だったんでしょう。

—— トンネルじん肺訴訟も今年秋頃には証人調べが始まりそうですね。どうかお身体に気をつけてがんばってください。



腰痛予防ベルトのねらいと効果について ②

広島大学医学部公衆衛生・友和クリニック

宇 土 博

4. 腰痛予防ベルトの効果

— 八〇%の腰痛改善率 —

これまで、腰痛予防ベルトの集団調査は、郵便物の輸送作業、ロール組み替え作業、米穀運送作業、起重機作業を対象に調査を行ってきた。調査方法や調査期間は異なりますが、表に示すような効果が認められます。

これらの調査結果から、重量物運搬作業、中腰等の不良姿勢作業、長時間の運転作業のいずれの作業においても、腰痛予防ベルトは有効性が認められました。6ヶ月以上の使用グループで腰痛中等度以上の者では

腰痛の改善率は約80%以上と高いことが認められました。

また、図に示すように、急性腰部捻挫を発症しやすい米穀運送作業では、ベルト装着により急性腰部捻挫の発症を予防する効果が期待される結果でした。

すなわち、調査期間中(六ヵ月)に、腰痛予防ベルトを着けていたグループ二八名中では急性腰部捻挫発症はゼロでしたが、腰痛予防ベルトを着けていなかったグループ三〇名中では五名(一六・七%)が急性腰部捻挫を発症し、うち休業が四名という結果でした。



米穀運送作業

(全港湾大阪米穀運送分会)

△

表1 職場の腰痛予防ベルト装着調査結果

調査対象	作業の特徴	対象人数	調査期間	調査結果	
				負担軽減効果	腰痛改善効果
				腰痛有りの人のうち	腰痛有りの人のうち
郵便物輸送作業	広島-姫路間の長距離トラック 輸送。約7kgの郵袋の積み込み、卸し作業 (運転時) (積み卸し作業時)	52名	2日	75%	-
				85%	-
ロール組み替え作業	圧延ロールの組み替え作業、中 腰作業2時間以上の者が多い。	33	2ヶ月	50%	* 40%
米穀運送作業	大阪府下の8割の米の輸送作業。 米袋の平均取扱い重量は10.8~ 7.1ト。典型的な重激業務。	ベルト 30	6ヶ月	63%	** 79%
		非ベルト 30			
起重機作業	長時間の前傾座位姿勢	ベルト 30	1年間	80%	** 90%
		非ベルト 30			

* 自覚的判定を示す。 ** 運動痛、圧痛による客観的判定を示す。

以上のように、腰痛予防ベルトは、職場での長期装着調査からも有効性が確認されています。環境対策と平行して、有効な個人保護対策として活用して下さい。

終わりに

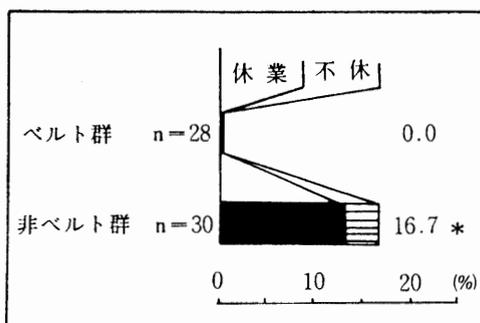


図8 調査期間中の急性腰部捻挫の発症率
* $P < 0.05$ (Fisher) ベルト群に比して有意に発症率が高い。



ベルト作成の

方法

関西労働者安全センターで腰痛予防ベルトを取り上げて以降、いくつかの職場でベルトの利用がはじまっています。

たとえば、

★金属機械浪速鉄工支部では、ボルト梱包倉庫作業での腰痛対策の一環として一三名についてベルト装着をはじめた。費用は、安全衛生対策としてすべて会社負担。

★金属機械昌一金属支部では、リフト作業などの二名について。費用は会社負担。

★全港湾大阪埠頭では、リフト作業などの港湾作業者の三名についてベルト装着開始。費用は会社負担。

そのほか、港湾荷役作業や清掃作業での利用が検討されている。

また、松浦診療所などで腰痛治療

中の患者さんが利用する場合もあります。

治療の一環として腰痛予防ベルトを利用する場合は、労災保険、健康保険など各種保険適用が可能ですので、ご相談下さい。

(a)保険を利用する場合

大阪方面では、次の医療機関に受診して下さい。その際、前もって電話で問い合わせしてください。

松浦診療所

☎〇六(五七四)八〇一〇

大阪市港区弁天町二一―三〇

JR、地下鉄弁天町下車徒歩五分

玉川診療所

☎〇七二二(六五)〇一一五

高石市千代田五一―八一―三三

南海本線北助松下車徒歩五分

(b)安全衛生対策として会社負担等実費で作成する場合

関西労働者安全センターまで電話で連絡下さい。寸法取りに伺います。

☎〇六(五三八)〇一四八

体験者が語る腰痛予防ベルト

松永聖慈さん(三四才) 腰痛症

大阪米穀運送に一四年間勤務。大阪の米の八割を運ぶ仕事で、一日七〜一〇トンの米を担ぐ。全港湾大阪支部大阪米穀運送分会に所属。腰痛予防ベルトとの出会いは、宇土医師らの装着実験に参加したことから。以後、ベルトを愛用している。

―はじめに受けた印象は

「こういうのを待っていたという感じでした。僕なりの考えで、力仕事は腹をしめなあかんということで、腹巻をしてみましてね。毎日重量挙げをしているのといっしょやからね。」

―使ってみてどうですか

「これをしとったら、宇土先生の言うように、二割くらいは(負担が)軽減されると思います。ベルトをつけてめちやくちやええいうことはありません。しかし、つけなくて仕事をした後は、鈍痛みたいなものが



※(a)、(b)のいずれの場合も、採寸から出来上がりまで、約二〜三週間かかります。

ありますからね。ほんまに効果が無かったらつけませんよ。ただ改善してほしい点として、ずりあがりについては、もう少し締める力を強くしてもらったらなと思います。」

「腰痛とのつきあいは

「米運に入って三年は、仕事は楽やし、遊びやと思っていた。みんななんで腰が痛いのかと思っていた。元気な人がムチうちの人のことがわからないのと同じ。五、六年前に腰をいわして、パンツをはくのも足が上がらない、顔を洗うのもたいへんでした。医者に行ってもレントゲンは異常なし、たいしたことないと言われるし。とにかく、自分になってみてとんでもないことやと思いました。」

まれにみる重筋労働の毎日、米運は腰痛の多発職場。安全衛生委員会で調査、実績にもとづいて、分会だけでなく、全港湾大阪支部や関西地本のなかでも広がっていき

たいという。

「腰を痛めてからベルトをするより、予防のために、本来なら元気な人がつけるべきやと思います。手かぎ・手袋・腰痛ベルトは米運の三種の神器ですよ。」

福原典子さん(四二才) 腰痛症

広島県三原市立保育所に19年勤務



「ひどい頸肩腕障害にかかり友和クリニックを受診したところ、腰痛もあるのベルトをつくりました。はじめ、ベルトを上の方に(おなかの方に)しすぎていて間違えていたのですが、今は、きちんとつけています。下腹がしまって安定して役立っています。普段はあまりつけず、痛いときにつけるようにしています。」



労災の手続きはしない

と言われたら

⑮

『日雇作業員として建設工事の現場で作業中に負傷し、入院治療のため一カ月休業治療しました。雇われたA建設の社長は当初、休業手当でも治療費もちが責任を持つから、労災保険の手続きはしないと言いました。本当に損はしないでしょうか。』

て、労災補償請求をひかえようとする
ことが多いようです。

しかし、社長が労災扱いにしない
かわりに全部補償するといっても、

治療が長くかかった場合や後遺障害
が残ったような場合にその補償をど
こまでするのか全く疑問です。実際
にはそうした場合に被災者が泣き寝
入りをするという例が後を絶ちませ
ん。また、下請けの社長が負担する
のはそもそも筋違いであるわけです。

実はこうした事例が建設業で最近
増えていることから、労働省も昨年
末「いわゆる労災かくしの排除につ
いて」という通達を出して、その防
止に力を入れはじめました。「労災
かくし」は、下請会社が自腹を切る
という方法以外に、うその災害発生
現場を報告して元請けの現場に関わ
りないような事例もあります。どん
な形にしろ「労災かくし」が労働者
に利益をもたらすはずはなく、あく
まで労災補償を請求すべきです。

まず、労災補償の請求権は被災労働者本人にあるということです。だから労災補償の請求をするかしないかは、社長ではなく本人がすることです。社長が労災扱いをしないというのは、元請け会社との関係の問題があることが多いようです。建設業はここ数年とくに労災件数が多く、労働省も色々な指導を行っています。そのため、施工業者である元請会社は、「〇〇日間無災害達成」などのスローガンで労災防止を下請け業者

などにもよびかけることが多いようです。ところが、労災を防止する運動を行うことはよいのですが、これが下請業者への圧力となっています。また、特に建設業の場合は有期事業（ビル建設などの場合は事業の期間が定まっている）で、元請会社が労災保険に加入することになっていきます。したがって、その工事で労災が発生すれば、元請会社の労災保険で請求するということになります。このことで下請会社は元請に遠慮し

二月の新聞記事から

二・一 九一年の労働者一人当たりの年間総労働時間は前年に比べ三六時間減少し二〇一六時間に。(労働省、毎月勤労統計調査)

二・三 韓国のイカ釣り漁船が福岡県沖の島北沖で転覆、一六人が不明。

二・五 全税関神戸支部組合員が国を相手に損害賠償と慰謝料等を求めた「税関賃金差別訴訟」で神戸地裁は原告一四一人全員の請求を棄却。(二四日控訴)

二・六 「不法残留外国人」が九一年五月現在で一五万人を越える。(法務省入管局推計)

二・七 九〇年度の派遣労働者総数は前年度比一九・二%増の五一万人。(労働省、九〇年度労働派遣事業報告)

二・八 浜松市職員のごみ収集作業中の死亡を、静岡地裁は過労死と認定。

二・九 労働省が「介護労働者雇用管理改善法案」を提出へ。

二・一〇 兵庫県明石市山陽電鉄踏切で立ち往生したトラックに列車が衝突。トラック運転手ら六人が重軽傷。

二・一一 勤務中に脳出血で倒れた元観光バス運転手が、労災と認めなかった西宮労基署長に対し、処分の取消を求め、神戸地裁に提訴。

二・一二 地公災基金長野支部は中学教諭の自殺を、過重な業務などが原因とする公務災害と認定。

二・一三 海上自衛隊厚木基地の体育館建設現場で二階床が落下、一階で作業中の作業員七人死亡、一三人重軽傷。

二・一四 シンガポール沖合で化学タンカーが爆発、五人死亡、一六人負傷。

二・一五 東京都足立区のマンション建設現場の爆発で作業員六人が軽傷。

二・一六 単身赴任を拒否し、解雇された「東亜ベイント」元社員二人が、職場復帰、慰謝料で和解。

二・一七 常磐じん肺訴訟第三陣一人が常磐興産を相手取り福島地裁に提訴。

二・一八 島根県中国自動車道で積雪によるスリップで二〇台が追突事故、トラック運転手など七人が死傷。

二・一九 長崎伊王島じん肺訴訟で、長崎地裁が和解勧告。

二・二〇 昨年三月の広島橋げた落下事故で広島労基局は元請けなどを書類送検。

二・二一 神戸市の高層ビル建設現場で作業員二人が九〇メートルの高さから転落死。

二・二二 松下電器で九三年度実労働を一八〇〇時間にする時間短縮プログラムの実施に労使が合意。

二・二二 二・二九

二・二九

第十八期針灸学習会を開催します

五月十四日より開講

針灸を交流と健康な職場づくりのきっかけに活用しよう

今年も針灸学習会を開催します。

中国で展開された針灸を用いた「はだしの医者」運動に触発されて始まった労働者針灸学習会、今期で十八期を数えます。すでに多くの労働者が学習会に参加し、修了してきま

した。

今期は五月十四日から開講する予定です。基本的なツボの学習と実技の他に、参加者同士が職場を紹介しあったり、歯の健康や成人病についても松浦診療所歯科、健診部からの協力を得て学習します。

針灸は、手軽でしかも効果を実感できる治療です。働きやすい職場を創るために、針灸の「技術」を活かしてみませんか。



第十八回 労働者針灸学習会

期 間 九二年五月十四日～九月十日（毎週木曜）

時 間 六時半～八時半

場 所 大阪港湾労働会館 第二会議室

参加費 四、〇〇〇円（一括払い）テキスト代含む

三〇〇円（一回払い）

テキスト代含まず